



防災に関するお知らせ

■防災井戸の運用開始について

本紙6月15日号で募集した防災井戸について、協力の申し込みをいただいた井戸の水質検査を行い、使用に問題がないと判断した市内96か所の井戸を登録しました。防災井戸は、地震などの災害により、水道が長期の断水状態になった場合、生活用水（飲用を除く）として使用できます。防災井戸には、下記のステッカー表示があり、ホームページでもご覧いただけます。また、今後は校区の防災マップなどにも掲載する予定です。

■豊橋防災ラジオの受け渡しに

ついて

申し込みを多数いただき、受け渡しまで時間をいただいています。平成24年10月中旬までに申し込みいただいた分は、2月下旬の受け渡しを予定していますので、ご了承ください。

さいがい おうきゅうよう
災害応急用

ぼう さい い ど
防災井戸

emergency well
Poço para ser usado em
casos de calamidades

防災井戸の利用について

- (1) 井戸水は、生活用水（トイレ、洗濯、清掃用水等）として用い、飲用には使用しないでください。
- (2) 利用は、災害発生時に限ります。
- (3) 利用にあたっては、所有者の指示に従ってください。
- (4) 提供を受けるための容器の準備・持ち帰りは利用者が行ってください。
- (5) 停電時に使用できない井戸は、電気の復旧後にご利用ください。
- (6) 井戸水の提供はボランティアであり、提供について井戸の所有者が絶対の責任を負うものではありません。
- (7) 井戸水の提供を受けた結果、提供者の故意によるものではなく、利用者の身体及び利用者の所有する物品に被害を被った場合は、提供者にその責は問えませんのでご了承ください。



豊橋市

防災井戸登録ステッカー

問合先

防災危機管理課 ☎51・3126

☎ <http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bousai/>

相談内容(対象など)	とき／定員(申込順)／担当※敬称略	ところ	問合先(申込期間)
消費生活相談 (消費者苦情、架空請求など)	月～金曜日(祝・休日を除く) 午前10時～正午、午後1時～4時30分	市役所安全生活課 (東館2階)	安全生活課 ☎51・2305 ※電話相談も可
	月～金曜日(祝・休日を除く) 午前9時～午後4時30分	愛知県東三河県民生活 プラザ(愛知県東三河総 合庁舎1階)	愛知県東三河県民生活 プラザ ☎52・0999 ※電話相談も可
	土・日曜日(祝・休日を除く) 午前9時～午後4時	愛知県中央県民生活プラ ザ(愛知県自治センター 1階)	愛知県中央県民生活プラ ザ ☎052・962・0999 ※電話相談も可
行政相談 (国や特殊法人などに対する苦 情、不満、要望などの相談)	第1～4木曜日(祝・休日を除く)午後1 時～3時／行政相談委員	市役所安全生活課 (東館2階)	安全生活課 ☎51・2304
警察安全相談 (暮らしの安全に関わる相談)	月～金曜日(祝・休日を除く) 午前9時～午後5時	—	警察本部相談コーナー ブッシュホン ☎#9110 ダイヤル回線 ☎052・953・ 9110



相談

相談内容は秘密厳守。気軽に相談してください。

※記載のない相談費用は無料。申し込みが必要な場合は申込期間が明記してあります

相談内容(対象など)	とき/定員(申込順)/担当※敬称略	ところ	問合先(申込期間)
こころの健康相談 (気分が沈み、眠れないなどのこころの問題で悩んでいる方)	2月5日～26日の火曜日午前10時～正午、午後1時～3時/各4人/臨床心理士	保健所・保健センター(中野町字中原「ほいっぶ」内)	健康増進課 ☎ 39・9145 (予約制。各前日まで)
精神保健福祉相談 (心の病で悩んでいる方と家族)	2月6日(水)午後1時30分～3時30分/4人/精神科医	保健所・保健センター(中野町字中原「ほいっぶ」内)	健康増進課 ☎ 39・9145 (予約制。2月4日まで)
歯科健康相談	2月14日(木)午前9時～11時/8人/歯科医師	保健所・保健センター(中野町字中原「ほいっぶ」内)	健康増進課 ☎ 39・9145 (予約制。2月6日まで)
思春期精神保健相談 (ひきこもりや摂食障害などの思春期に多く見られる心の問題を抱える方と家族)	2月20日(水)午後1時30分～3時30分/4人/精神科医	保健所・保健センター(中野町字中原「ほいっぶ」内)	健康増進課 ☎ 39・9145 (予約制。2月18日まで)
心の相談(女性)	2月13日(水)午後1時30分～3時40分/2人/心理カウンセラー	男女共同参画センター「パルモ」(神野ふ頭町ライポートとよはし内)	男女共同参画センター ☎ 33・2822 (予約制。1月30日からの月～土曜日午前9時～午後3時)
女性のための悩みごと電話相談	月～土曜日(祝・休日、第3月曜日を除く)午前9時～午後3時	—	男女共同参画センター相談室 ☎ 33・3098
住宅・建築相談 (建築全般・現住居の不具合・増改築・耐震相談など)	1月16日・23日・30日、2月6日・13日の水曜日午後1時30分～4時/各3組/一級建築士	市役所東901会議室(東館9階)	住宅課 ☎ 51・2602 (予約制。各前日の午後3時まで)
住宅・建築相談 (測量・登記相談など)	1月16日(水)、2月13日(水)午後1時30分～4時/各3組/土地家屋調査士		
相続110番 司法書士による電話相談 (相続、遺言、成年後見など)	2月2日(土)午前10時～午後3時/司法書士	—	司法書士会豊橋支部 (☎ 58・9951 ☎ 58・9952)
農家(農事)相談	2月4日(月)・18日(月)午後1時30分～3時30分	市役所農業委員会室(西館3階)	農業委員会 ☎ 51・2956
弁護士による法律相談	2月8日(金)・15日(金)午後1時～4時/各6組	市役所安全生活課(東館2階)	安全生活課 ☎ 51・2304 (希望日の2週間前の午前8時30分から※祝・休日の場合は、その前日から)
	水曜日(祝・休日を除く)午後1時～4時/6組		
	2月8日(金)・28日(木)午後1時～4時/各6組	8日/つつじが丘地域福祉センター(佐藤五丁目)、28日/大清水地域福祉センター(大清水町字大清水)	豊橋市社会福祉協議会 ☎ 54・0294 (予約制)
	第2・4木曜日午後1時～3時(祝・休日を除く)/各4組	愛知県東三河県民生活プラザ(愛知県東三河総合庁舎1階)	愛知県東三河県民生活プラザ ☎ 52・7337 (予約制)
市民相談 (生活上の悩み事など)	月～金曜日(祝・休日を除く)午前9時～午後5時(受け付けは午後4時30分まで)	市役所安全生活課(東館2階)	安全生活課 ☎ 51・2300 ※電話相談も可
多重債務者相談 (債務整理の相談など)	月～金曜日(祝・休日を除く)午前10時～正午、午後1時～4時30分	市役所安全生活課(東館2階)	安全生活課 ☎ 51・2305 ※電話相談も可
	月～金曜日(祝・休日を除く)午前9時～午後5時15分 [弁護士相談]第2・4水曜日(祝・休日を除く)午後1時～4時(予約可)	愛知県東三河県民生活プラザ(愛知県東三河総合庁舎1階)	愛知県東三河県民生活プラザ ☎ 52・7337 ※電話相談も可